

近世国家の人口減対策

— 19世紀・一関藩の政策とその結果 —

高木正朗
向田徳子

はじめに

- 1 一関藩における「仕法」の展開
- 2 「文化文政仕法」の結果と特徴
 - 2.1 文化文政期の出産・出生・死亡指標
 - 2.2 文化文政期の子ども成長指標
- 3 「嘉永安政仕法」の結果と特徴
 - 3.1 嘉永安政期の出産・出生・死亡指標
 - 3.2 嘉永安政期の子ども成長指標
- 4 出産・出生の季節パターン
 - 4.1 文化文政期の季節パターン
 - 4.2 嘉永安政期の季節パターン
- 5 出産・出生と世帯指標
 - 5.1 文化文政期の出産・出生と世帯指標
 - 5.2 嘉永安政期の出産・出生と世帯指標
- 6 出産・出生・乳幼児死亡と「仕法」の結果
 - 6.1 出産・出生・乳幼児死亡の概要
 - 6.2 一関藩における「仕法」の結果

むすび

はじめに

歴史人口学が使用する基礎資料は人別改帳・宗門改帳である。しかし、これ

らの帳面は一般に、数え年1歳の乳児(0歳児)については、その存否(自然増減、社会増減)は記載しないことを原則とした。そこで、われわれはこの隘路を克服するために2つの方法をとる。1つは、乳児を記録した資料(例えば、懐婦調本帳、増減改帳、過去帳)を収集・解読して宗門改帳・人別改帳の記載データを補完するという方法、2つは近代(明治初年)の地域統計を便宜的に活用して、帳面記載データを推計・補完するという方法である。

幸いなことに、一関藩領・狐禅寺村の肝入2人(佐藤孫右衛門、小野寺良作)は、領主の要求つまり仕法の実施にそくして¹⁾、第1の方法に十分に耐えうる詳細な文書を残した。そこで、筆者は議論の焦点を出産・出生・乳幼児死亡に絞り、これらのイベントに関わる指標について、より正確な数値を求めることにした。その際、母子に関わるイベントは1つ漏らさず拾いあげ、人数改帳に記載された世帯主・屋敷・夫婦(父母)名をラベルとしてデータ化した。われわれはこうしてプールしたデータを使用し、仕法の結果(帰結)を解明しようと試みる²⁾。なお、仕法という言葉は、今はもう歴史用語となっているが、ここではkey wordの1つである。そこで、これを節や項の見出しとして使用する際は、読者の注意を喚起するため、「」を付けた。また、月の表記(アラビア数字)は旧暦、年齢は数え年である。

1 一関藩における「仕法」の展開

ここで、筆者は一関藩(本文では、単に一関と表記)における人口政策の展開を人口の動きと関わらせて説明し、本稿への導入としたい。

一関200年の村方(庶民)人口は、1716(享保1)年にピーク(28,300人)を示し、それ以後は3回の減少をへて、1839(天保10)年にボトム(18,900人)を記録する。その後は回復に転じ、近代(明治3年:26,200人)をむかえた(高木・新屋[2006]22、図1)。権力はこれら3回の人口急減を危機的な事態と認識し、出生・人口増政策つまり仕法を3度実施した(滝口[1977]585-

638)。

1度目の仕法は、1762(宝暦12)年の「^{おおせいだされ}被仰出」(藩主の申渡し)を契機とし、以後1772(明和9)年まで、約10年間実施された。これは、前(宝暦11)年の人口がこの半世紀(46年間)で最低を記録し、ピーク時の約77%(21,700人)にまで落ち込んだ事態の打開策だった、と推定できる³⁾。この申渡しは、文言上は(武士ではなく)凡下^{ほんげ}と呼称された下級家臣に見られる「不仁・不慈」(間引き)を戒めたものであった。しかし、同じ主旨の通達は庶民(あるいは武士)に対してもだされたと考えて大過ないであろう。しかしながら、この仕法については藩文書(仕法書)も村方文書も現存しておらず、詳細は今のところわからない。

2度目の仕法は、1810(文化7)年5月の「^{おおせわたされ}被仰渡」に拠り、以後1821(文政4)年まで、約12年間実施された(以下、文化文政仕法と表記)。文化7年といえば、天明飢饉後の緩慢な人口回復が「息切れ」し、対策を講じる必要に迫られた年であった(図1)。村方(狐禅寺村・小野寺家)文書によると、この仕法は家老中が領内に申渡したとある⁴⁾。それは、正式の名称「御知行中百姓共赤子養育沽却地散田主付之儀」が示すように、第1に貧民を耕作放棄地に貼りつけて本百姓数を増やし、第2に救貧策を梃子として出生増と養育意欲を促すことを目指した。財政的措置は大坂商人からの借財10,000両の一部(6%、600両)を充て(八巻・滝口[1978]692-5)、さらに領民(修験集団)の合力をも頼んだ⁵⁾。

3度目の仕法は、1852(嘉永5)年2月の「御直書ヲ以テ被 仰出」に拠り、以後1860(安政7)年ころまで、約9年間実施された(以下、嘉永安政仕法と表記)。嘉永4年は天保飢饉後の力強い人口回復が止まり、1810(文化7)年と同様、追加策が必要と自覚された年である(図1)。但し、今回は仕法を補完する財政措置はなにも講じられなかった。この仕法については、かなり詳しい家老文書があって、その概要は公表されている。そこで、この準公文書と村方(狐禅寺村)文書とを併用すれば、仕法の全容と結果とは従来よりも格段に

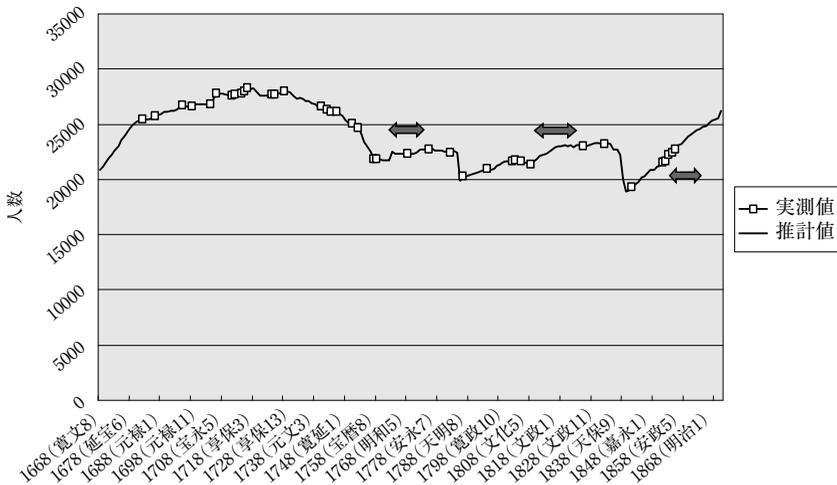
詳しく把握できることになる。

以上が、一関における仕法の概要である。そこで筆者は2つの仕法（文化文政仕法、嘉永安政仕法）の「成果」ではなく「結果」を、狐禅寺というミクロな領域で作成された村方文書4点を使用して、注意深く検討する。

ここで使用する素材（source books）および表題は次の通りである。文書カテゴリーとしては（1）（2）は留書（肝入用留）、（3）（4）は帳である。

- (1) 「御撫育方書上救米留控」（文化七年七月より）
- (2) 「赤子御撫育方諸書上御用留」（嘉永五年壬二月三日ヨリ）
- (3) 「西岩井流狐禅寺村當人数御改帳」（各年次）
- (4) 「西岩井流狐禅寺村當出人御改帳」「當減人御改帳」（各年次）

なお、文書（1）（2）について注意すべき点がある。それは、両者が正式帳



↔ : 仕法の開始, 終了。(高木・新屋 [2006] 22)

図1 一関藩村方人口の趨勢と仕法実施期間（1688-1870年）

簿（「懐婦調本帳」）登載前の母子に関する全イベントを、年月日順に書上げた肝入の覚書だということである。従って、書上項目は次に列記するように、出産・出生・乳児死亡に関わる事項に限っても、極めて多様かつ豊富である。それは、①懐婦調書上、②安産調書上、③死胎流産書上、④出生調書上、⑤病死書上、⑥養育手当願書、⑦廻文、⑧その他で構成されている。換言すれば、この文書は仕法結果の覚書集成、村方での政策展開編冊とも言うべく、各イベントの個別情報や舞台裏⁶⁾をつぶさに書留めている。そこで、これら文書の資料的価値は極めて高いと判断されるのである。

2 「文化文政仕法」の結果と特徴

文化文政仕法は、文書（1）の記載内容から推定して、約12年間（文化7～文政4年）は確実に実施された。この仕法の結果（狐禅寺の出産・出生・死亡指標）は、嘉永安政仕法のそれと比較すると、ある出産・出生レジームを持っていたと言えそうである（但し、それは2組の集計値を比較して得られた感触である）。確かに、嘉永安政仕法の結果（指標）は、文化文政仕法の結果とは異なる特徴を示している。しかし、同時に共通性も見られる。そこで筆者は、文化文政仕法の結果は嘉永安政仕法の結果とは異なる出生レジームを示していると、明確に主張することを今のところ留保している。

2.1 文化文政期の出産・出生・死亡指標

ここで算出した指標は6つ（死産率、出生率、乳児死亡率、新生児死亡率、幼児死亡率、乳幼児死亡率）である。また、 α インデックスその他も計算した⁷⁾。なお、文化文政仕法は1810（文化7）年5月に申渡されたが、記録は同年2月からとられた。しかし、より正確な数値を得るため、筆者は翌（文化8）年以降11年間の数値を使用することにした。狐禅寺の人頭（百姓）と人数は、文化7年旧暦2月1日現在の人数改帳によると、155と790〔男子403、女子387〕、

文政4年は157と821〔男子434、女子387〕だった(村高93.8貫文=約940石)。

2.1.1 死産率

死産について、文書(1)(2)は一貫して「死胎流産」という言葉を使用している。個々の事例を見ると、その大部分は「死胎」と書上げられた。しかし、「流産」という言葉もまれに使用された(文化文政期の場合、2/43ケース)。1811(文化8)～1821(文政4)年まで(11年間)の出産数は288(男子139、女子146、不明3)、死胎流産数は43(男子22、女子18、不明3)であるから、死産率は149.3%、死産性比(女子=100、以下同様)は122.2である。

性別死産率は、男子158.3%、女子123.3%で性差がある。

2.1.2 出生率

この期間の狐禅寺の人口は人数改帳ベースで9050人である。同様にプールされた出生数は245(男子117、女子128)であるから、出生率は26.4%($245 / [245 + 9050]$)、出生性比(女子=100)は91.4である。

性別出生率は男子24.5%($117 / [117 + 4664]$)、女子28.4%($128 / [128 + 4386]$)で性差がある。しかし、その原因をはっきりさせることは、今はできない。

2.1.3 乳児死亡率

乳児死亡について、文書(1)(2)は一貫して「病死」という言葉を使用している。文書中の「出生調書上」から生年月日が、「病死書上」から死亡年月日がわかるので、われわれは各事例の大凡の生存日数を計算できる。この期間の出生数は245(男子117、女子128)、乳児死亡数は44(男子18、女子26)であるから、乳児死亡率は179.6%、乳児死亡性比は69.2である。

性別乳児死亡率は男子153.8%、女子203.1%である。この性差は非常に示唆的である。

2.1.4 新生児死亡率

生後4週(28日)未満の新生児の死亡は、当然のことであるが、文書(1)(2)では別記されなかった。しかし、新生児死亡率は、乳児死亡者からこの定義(28日未満の生存)にほぼ合致するケースを拾いだせば、計算できる。この期間の出生数は245(男子117、女子128)、新生児死亡数は16(男子8、女子8)であるから、新生児死亡率は65.3%、新生児死亡性比は100.0である。

性別新生児死亡率は男子68.4%、女子62.5%で若干の性差がある。

2.1.5 幼児死亡率

幼児期(2歳～8歳未満)に死亡した子どもは、文書(4)「減人御改帳」から判明する。彼らに対しては(成人と同様)「病死」という言葉が使用されている。出生数は245(男子117、女子128)、幼児死亡数は20(男子8、女子12)であるから、幼児死亡率は81.6%、幼児死亡性比は66.7である。

性別幼児死亡率は男子68.4%、女子93.8%で(乳児死亡と同様)性差がある。

2.1.6 乳幼児死亡率

出生数は245、乳幼児(1～8歳未満児)死亡数は64(男子26、女子38)であるから、乳幼児死亡率は261.2%、乳幼児死亡性比は68.4である。

性別乳幼児死亡率は男子222.2%、女子296.9%で(性別乳児死亡率と同様)大きな性差がある。

2.1.7 α インデックス

α インデックスは、乳児の死亡原因を推定するための指標であり、乳児死亡数と新生児死亡数との比(乳児死亡数/新生児死亡数)で表記される。この数値が大きいほど、その死亡グループは生後の社会経済的影響つまり後天的影響を被った確率が高いとされる。逆に、それが小さい(つまり1に近い)ほど、その死亡グループは母胎環境の影響ないし先天的影響を被った確率が高いとさ

れる(丸山 [1976] 345-389, 486-508)。

この期間の乳児死亡数は44、新生児死亡数は16であるから、 α インデックスは2.75である。

2.1.8 出生前後死亡比 (a)、(b)

新生児期に死亡した乳児は、死産児よりも4週(28日)未満まで生きのびたものである。そこで、両者が出産および出生に占める比(perinatal rate : a, b)を計算してみる〔(a) = [死産数 + 新生児死亡数] / 出産数、(b) = [死産数 + 新生児死亡数] / 出生数〕。この数値は1以下となるが、1より小さければ小さいほど出生前後の生育環境は良好、1に近づけば不良とされる。

この期間(11年)の出産数は288(男子139、女子146、不明3)、出生数は245(男子117、女子128)であるから、出生前後死亡比(a)は0.20、同(b)は0.24、である。性別出生前後死亡比(a)は男子0.22、女子0.18、同(b)は男子0.26、女子0.20で(嘉永安政期より)性差は小さい。

2.2 文化文政期の子ども成長指標

出産・出生後の子どもの成長指標として、歩留まり率を計算した。ここで歩留まり率とは出生総数に対する2歳到達児数の比率、出生総数に対する8歳到達児数⁸⁾の比率(a)、そして出産総数に対する8歳到達児数の比率(b)のことである。

2.2.1 2歳到達率

出生数245(男子117、女子128)に対する2歳到達児数は201(男子99、女子102)であるから、出生100に対する歩留まり(2歳到達)率は82.0%である。性別歩留まり率は男子84.6%、女子79.7%で若干の性差がある。

2.2.2 8歳到達率 (a)

出生数245（男子117、女子128）に対する8歳到達児数は181（男子91、女子90）であるから、出生100に対する歩留まり（8歳到達）率は73.9%である。性別歩留まり率は男子77.8%、女子70.3%で性差がある。

なお、2歳到達児数201（男子99、女子102）に対する歩留まり（8歳到達）率は90.0%である。性別歩留まり率は男子91.9%、女子88.2%で若干の性差がある。

2.2.3 8歳到達率 (b)

出産数288（男子139、女子146、不明3）に対する8歳到達児数は181（男子91、女子90）であるから、出産100に対する歩留まり（8歳到達）率は62.8%である。性別歩留まり率は男子65.5%、女子61.6%で、ここでも若干の性差がある。

換言すれば、転出児も狐禅寺に留まったものと仮定すると、胎児（妊娠総数）の60%のみが、8歳まで生存することができたということになる。

3 「嘉永安政仕法」の結果と特徴

嘉永安政仕法は、文書（2）の記載内容から推定して、1852（嘉永5）～1860（安政7）年までの、9年間は確実に実施された。この時期は「外圧」を契機とする江戸体制の弛緩・動揺、藩財政の極度の窮乏を反映して、1・2度目の仕法で可能だった民間の合力はなかった。そこで家老たちは、文化文政仕法の効果を総括して、今回は「威」（権威・威力）をもって臨む必要があるとの結論に達した。

一方で、重臣や藩医たちは仕法（施政）に「愛」を欠けば「姦民ニ侮慢」を受けだけでなく、彼らの「信服」がなければ却って「下民之怨苦」を招くのみである、との認識も捨てなかった。

この議論で重要な点は2つある。1つは、国家権力が出生や人口をコントロールしようと腐心し、庶民の「弊風（不慈、不仁）」を矯正しようと務めても、明瞭かつ長期的な効果は期待できなかった、ということである。2つは、この議論は出産・出生コストを公私がどう分担するのかという、現代の低出生諸国に共通する論点（争点）を、19世紀中期にすでに提起していたということである。

とは言え、領主側にこうした議論があったとしても、彼らは窮乏化して実質的権威を喪失していたので、強制的手段に訴えることは実際にはできなかったであろう⁹⁾。

表1 イベント別の歩留まり率(両期)

(数元年, %)

観察期間	文化文政期(1811-21年)					嘉永安政期(1852-60年)				
	男子	女子	不明	計	比率	男子	女子	不明	計	比率
イベント (ivents)										
出産	139	146	3	288		116	109	12	237	
死胎流産	22	18	3	43	149.3	17	23	12	52	219.4
出生(歩留り[1])	117	128	0	245		99	86	0	185	
乳児死亡	18	26	0	44	179.6	14	16	0	30	162.2
(内)新生児死亡	8	8	0	16	65.3	6	9	0	15	81.1
2歳児到達(歩留り[2])	99	102	0	201		85	70	0	155	
幼児死亡	8	12	0	20	99.5	6	4	0	10	64.5
転出(参考)	3	3	0	6						
8歳児到達(歩留り[3])	91	90	0	181	900.5	79	66	0	145	935.5
(内)対出産歩留り率	654.7	616.4	0.0	628.5		681.0	605.5	0.0	611.8	

- 1) 嘉永安政期の「出生女子」86人には、出生月が文書(2)に不記の10人(BDSから判明分)を含む。
- 2) 同期の「2歳児到達」女子70人には、母死亡のため出生後他村(実家)に引き取られた者1人を含む。
- 3) 同期の「転出」数は減人御改帳がないので不明。

3.1 嘉永安政期の出産・出生・死亡指標

各指標に該当する数値を2.1と同様に計算した。なお、狐禅寺の人頭(百姓)と人数は、嘉永5年2月の人数改帳によると、145と743〔男子378、女子365〕、

安政7年は146と802〔男子424、女子378〕だった（村高は93.8貫文で不変）。

3.2.1 死産率

1852（嘉永5）～1860（安政7）年（9年間）の出産数は237（男子116、女子109、不明12）、死胎流産数は52（男子17、女子23、不明12）であるから、死産率は219.4%、死産性比は73.9である。

不明（12）を除く性別死産率は男子146.6%、女子211.0%で、明確な性差がある。この死産率（219.4%）は文化文政期の数値（149.3%）よりかなり高い。男子の死産率は両期で大差ない（158.3%と146.6%）から、これに寄与したのは、女子の異常に高い死産率（211.0%）である。

3.1.2 出生率

この期間のプールされた人口は、人数改帳ベースで6961人である。同様にプールされた出生数は185（男子99、女子86）であるから、出生率は25.9%（ $185 / [185 + 6961]$ ）、出生性比は115.1である。

性別出生率は男子26.7%（ $99 / [99 + 3603]$ ）、女子25.0%（ $86 / [86 + 3358]$ ）で性差はほとんどない。また、この期間の出生率（25.9%）は文化文政期の数値（26.4%）と大差ない。

3.1.3 乳児死亡率

出生数は185（男子99、女子86）、乳児死亡数は30（男子14、女子16）であるから、乳児死亡率は162.2%、乳児死亡性比は87.5である。

性別乳児死亡率は男子141.4%、女子186.0%で性差がある。この期間の乳児死亡率（162.6%）は文化文政期の数値（179.6%）よりも若干低い。

3.1.4 新生児死亡率

出生数は185（男子99、女子86）、新生児死亡数は15（男子6、女子9）であるから、新生児死亡率は81.1%、新生児死亡性比は66.7である。

性別新生児死亡率は男子60.6%、女子104.7%で、明確な性差がある。この期間の新生児死亡率(81.1%)は文化文政期の数値(65.3%)よりも高い。

3.1.5 幼児死亡率

出生数は185(男子99、女子86)、幼児死亡数は10(男子6、女子4)であるから、幼児死亡率は54.1%、幼児死亡性比は150.0である。

性別幼児死亡率は男子60.6%、女子46.5%で性差がある。この期間の幼児死亡率54.1%(10/185)は文化文政期の数値81.6%(220/245)よりも低い。

3.1.6 乳幼児死亡率

出生数は185(男子99、女子86)、乳幼児(1～8歳未満児)死亡数は40(男子20、女子20)であるから、乳幼児死亡率は216.2%、乳幼児死亡性比は100.0である。

性別乳幼児死亡率は男子202.0%、女子232.6%で、(文化文政期ほど大きくはないが)性差がある。この期間の乳幼児死亡率(216.2%)は文化文政期の数値(261.2%)よりもかなり低い。

3.1.7 α インデックス

乳児死亡数は30、新生児死亡数は15であるから、 α インデックスは2.00である。文化文政期の α インデックスは2.75だから、嘉永安政期の乳児死亡グループは先天的ないし母胎環境の影響を、文化文政期の乳児死亡グループは(例えば「肺炎や気管支炎など、あるいは腸炎や下痢」など)現代なら予防可能な病気の影響を、より強くうけた集団だったと言いうる(丸山[1977]63-64、198-199)¹⁰⁾。

3.1.8 出生前後死亡比(a)、(b)

出産数は237(男子116、女子109、不明12)、出生数は185(男子99、女子86)

であるから、出生前後死亡比 (a) は0.28、同 (b) は0.36、である。性別出生前後死亡比 (a) は男子0.20、女子で0.29、同 (b) は男子0.23、女子0.37で、性差が認められる。

この期間の出生前後死亡比 [(a) 0.28、(b) 0.36] は文化文政期の数値 [(a) 0.20、(b) 0.24] よりも高い。その理由は嘉永安政期に死産が増加したからである。

3.2 嘉永安政期の子ども成長指標

3.2.1 2歳到達率

出生数185（男子99、女子86）に対する2歳到達児数は155（男子85、女子70）であるから、出生100に対する歩留まり（2歳到達）率は83.8%である。性別歩留まり率は男子84.8%、女子81.4%で若干の性差がある。嘉永安政期の2歳到達率（83.8%）と文化文政期のそれ（82.0%）とは差がない。

3.2.2 8歳到達率 (a)

出生数185（男子99、女子86）に対する8歳到達児数は145（男子79、女子66）であるから、出生100に対する歩留まり（8歳到達）率は78.4%である。性別歩留まり率は男子79.8%、女子76.7%で若干の性差がある。この数値（78.4%）と文化文政期の数値（73.9%）とは若干の差がある。

なお、2歳到達児数155（男子85、女子70）に対する歩留まり（8歳到達）率は93.5%である。性別歩留まり率は男子92.9%、女子94.3%で性差はほとんどない。この数値（93.5%）と文化文政期の数値（90.0%）との差はわずかである。

3.2.3 8歳到達率 (b)

出産数237（男子116、女子109、不明12）に対する8歳到達児数は145（男子79、女子66）であるから、出産100に対する歩留まり（8歳到達）率は61.2

%である。性別歩留まり率は男子68.1%、女子60.6%で性差がある。この数値(61.2%)と文化文政期の数値(62.8%)とは差がない。胎児(妊娠総数)のやはり60%程度が8歳まで生存できたのである。

4 出産・出生の季節パターン

出生の季節パターンとは、かつては出生の月別分布に片より(特定月への集中)があつて、12ヶ月を通して観察した場合に見られる増減の波を指す。その原因としては次の2つが想定されている。

1つは、出生イベントと出生登録のタイミングが一致しない、つまり出生登録の遅れによって生じる変動(見かけの季節パターン)である。例えば、親が出生届を意図的に早めたり遅らせたりして、前月または翌月の出生とする「操作」は、かつては12月出生児、4月出生児、^{ひのえうま}丙午年の1月または12月出生児などに対しておこなわれた。

12月出生児を1月出生児とするのは子どもの加齢を(1歳)避けるため、4月出生児を3月出生児とするのは就園・就学年齢を(1年)早めるためであった(下中 [1962] 208)。親が^{きのとみ}丙午年生まれ^{ひのとひつじ}の^{ひのとひつじ}乙巳年1月の出生としたのは、女子にのみ帰される「因果応報」から、わが子を逃れさせるためである(黒須 [2002] 804)。

2つは、出生イベントが当該社会の生業ないし就業構造の影響をうけ、特定月へ集中するために生じた変動(実際の季節パターン)である。しかし、それは親の身分、階層、職業、居住地(地域、都市-農村、国)によって異なり、時代によってもピークが入れかわる。そして、本格的な産業化・都市化を達成した時期・地域の人口集団においては、こうした山は消えると指摘されている(三浦 [1980] 12-21, [1983] 2-28)。

一般に日本の農村では1~3月に集中する「春山型」、都市では10月前後に集中する「秋山型」が優勢であったとされる。西ヨーロッパでも、例えばアラ

ンフェス市（スペイン）100年間（1871-1970年）の統計を使用した最近の研究では、出生月は（スペイン全体、そして西ヨーロッパの8地域データでも同様に）1～3月に集中していた。但し、アランフェスのデータを都市・農村別に見ると、都市では特定月への集中は見られなかった（Reher, D.S. and Gimeno, A.S. [2006] 109, 112）。

ここでは、上記1、2を考慮に入れて、狐禅寺の文化文政期と嘉永安政期の出産・出生パターンを見る。

4.1 文化文政期の季節パターン

この時期（11年間）に生まれた子ども245人の月別分布を、実数ではなく、比率で見ることとする。理由は、第1に数値の絶対数が小さい、第2に絶対数が異なる二つの期間（文化文政期と嘉永安政期）の数値については、一定のスケールを用いて揃えなければ、パターンの比較ができないからである。

4.1.1 受胎月と出生月

出生は全体の26%（63件）が1月に、全体の10%（27～28件）程度が6月と10月とに集中した。そして、その間に5%に満たない月（3、4、12月）が分布したので、グラフの形は全体的に見てかなり歪んでいる（図2）。

出生が1月に集中した理由は文書（1）からは分からない。そこで、想定しうる理由を挙げると、以下の5つほどに要約できる。

1つは、毎年2月1日に人数改帳が更新されるので、親たちは未申告分を1月生まれ（当歳）とし、一括登録することで人数改の義務を果たしていたから（制度説）。

2つは、親たちが「操作」をして、12月出生児の相当数を1月生まれとし、子どもの加齢を避けたから（伝統説）。

3つは、親たちは（仕法とは無関係に）季候のよい4月に受胎することが多く、その結果出生は1月に集中する傾向があったから（自然説）。

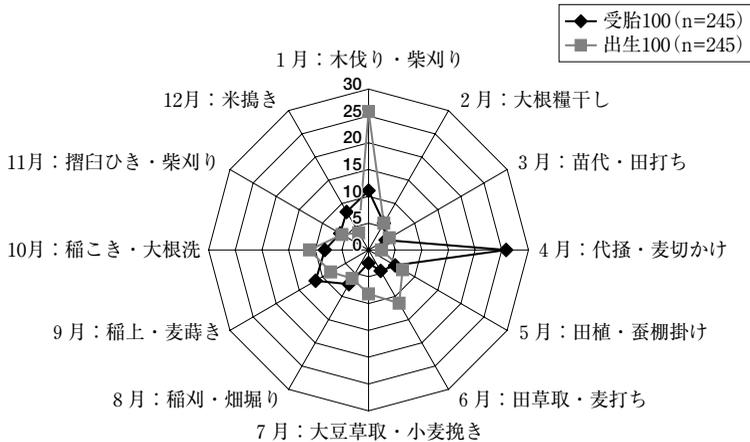


図2 受胎月と出生月 (文化文政期・旧暦)

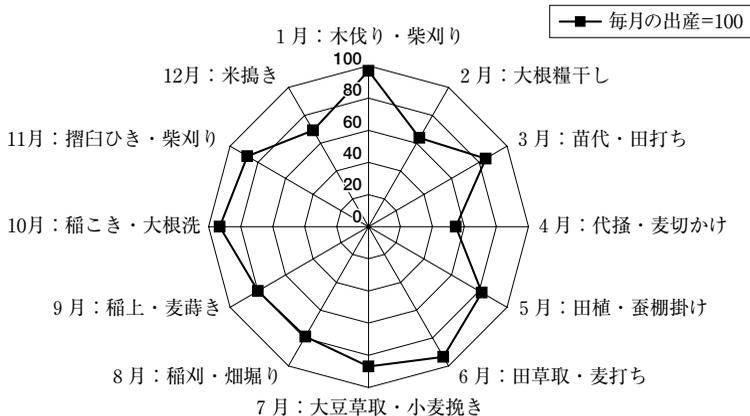


図3 出産出生比 (文化文政期・旧暦)

4つは、親たちは仕法に協力して受胎調節をし、1月に生んで2～3ヶ月の授乳・育児期間を確保し、赤子を養育しようとしたから(自発説)。

5つは、仕法の「強制力」が徐々に親たちに及び、これまでのルーズな申告は認められなくなって、前年の届出漏れは1月に一括登録するという習慣が定着したから(強制説)、である。

現実はいずれも5つの理由が複合して、1月に「出生」が集中したのであろう。しかし、1月出生数(63件)の年次別分布をみると、少ない年は0~3件(文化9、10、文政1年)、多い年は9~11件(文化11、13、文政4年)で、年毎のバラツキが大きい。そこで、毎年手堅い数の出生が計上されることになる筈の制度説(1)や強制説(5)は、あるいは伝統説(2)も、ここでは排除すべきであろう。

4.1.2 出産と出生のパターン

出産と出生の関係を、各月の出産を100とし、各々に対する出生数を比率で求め図示してみる。すると、ある形状(パターン)が得られた(図3)。このパターンは、嘉永安政期のパターンと同様に、小さな壺に似ている。そこで、筆者はこれを仮に「アリユバロス形」と呼称する(アリユバロスは、古代ギリシアで使われた小型の香油壺)。

この図にみられる出産と出生の乖離は「農繁期」(5~11月)に少なく(20%未満)、農閑期(12、2月)に多い(20%以上~40%未満)と言えそうである¹¹⁾。また、農閑期に見られる乖離の増減には(4月を含めると)隔月効果(くびれ)が見られる。

この乖離部分はすべて死産(死胎流産)である。そこで、このなかに人工死産が含まれていると仮定すると、それは(農繁期というよりも)農閑期におこなわれた確率が高いと言えそうである。母体に体力的・時間的余裕がある期間のほうが、そうでない時期よりも「安全」に処置できたと推定しうるかもしれない(但し、4月〔新暦5月〕にも「くびれ」が見られる理由は、今のところわからない)。

4.2 嘉永安政期の季節パターン

この期間(9年間)に生まれた子ども185人の月別分布を、4.1と同様の方法により、比率で見してみる。

4.2.1 受胎月と出生月

出生が比較的集中したのは3、8、9月である。しかし、それらは全体の10～15%程度(22～28件)である。そして、大部分の月は全体の5～10%(10～13件)を占めたに過ぎない。文化文政期の形と比較すると少しコンパクトな形をしている。しかし、出生はやはり各月に均等に分布してはいなかった(図

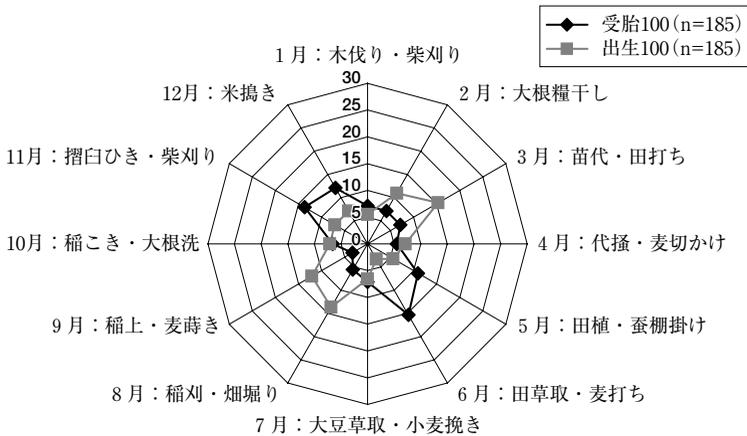


図4 受胎月と出生月(嘉永安政期・旧暦)

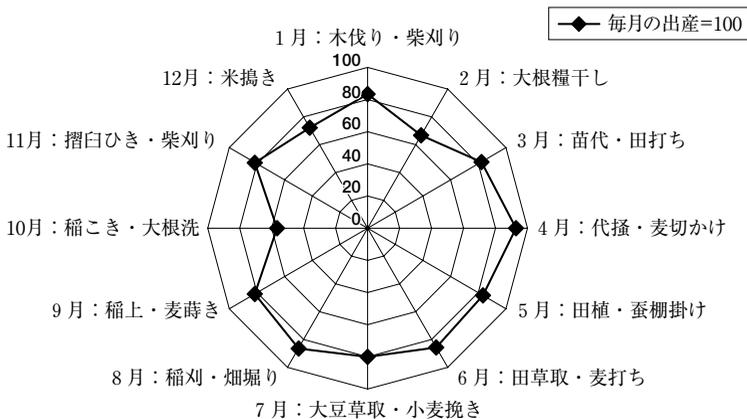


図5 出産出生比(嘉永安政期・旧暦)

4)。

文化文政期に見られた特定月（1月）への過度の集中は消えたが、その理由をはっきりしない。われわれは、その形を「前近代型の出産・出生レジーム」と呼ぶなら、嘉永安政期は（天保飢饉が契機となって）それが別のレジームに移行したか、あるいは移行しつつあった、と言えるかもしれない。

4.2.2 出産と出生のパターン

出産と出生の関係を、4.1.2（図3）と同様に、図示してみる。すると、文化文政期とよく似た「アリュバロス形」のパターンを示した（図5）。但し、それは反時計回りに2ヶ月前倒しをした形となる。

このパターンは、文化文政期のそれと比較して、農繁期・農閑期の作業に一層整合している。すなわち、農繁期を3～9月までの7ヶ月間とすれば、出産・出生の時期と農作業の時期はよく整合する。また、出産と出生の乖離は明らかに農繁期（3～9月）に小さく、農閑期（10、12、2月）に大きい。この乖離に死胎流産に名をかりた出生調整が含まれていたと仮定すると、その時期はやはり秋口から春先（10、12、2の隔月）だった可能性が高い。

5 出産・出生と世帯指標

現代の夫婦にとって、子どもを生むか否か、もう1人生むかどうかということは、重大な関心事である。しかし、それは約200年ないし150年前の夫婦や世帯の場合も、ほぼ同様だったようである。赤子のための「座席」（経済的な見込）がなければ、胎児は成長してこの世に生まれでることは困難だったのであり、この点も現代と全く同じである。現代と異なるのは、子どもを生むか否か（生むとすれば何人までとするか）の決定権が、大部分の庶民が家に拠って生きた前近代においては、夫婦にというよりも世帯にあったということである。

そこで、筆者は世帯（夫婦）にかかわる指標8つを選び、これと出産・出生

イベントとの関係を探った。具体的には、2つの仕法期間に1回でも出産・出生を経験した夫婦を、便宜的に3群（死胎グループ、病死グループ、生育グループ）に区分する¹²⁾。そして、8指標についてグループ間に較差が見られるか否か検討した。

5.1 文化文政期の出産・出生と世帯指標

8指標の内訳は次の通りである。第1に持高（耕作地の価値を錢貨額で表記

表2 世帯・階層指標のグループ間比較（文化文政期）（人年，算術平均値）

出産件数、観察期間 イベント (ivents)	文化文政期 (1811-21年) (11年)			文化13 (1816) 年 (1時点)		
	死胎 (a)	病死 (b)	生育 (c)	無産 (d)	無夫婦 (e)	無人 (f)
世帯・階層指標 (単位)	(n=43)	(n=44)	(n=201)	(n=13)	(n=8)	(n=4)
1) 持高(1年前) (文)	536.56	651.50	621.62	496.31	383.63	419.25
2) 世帯人数 (人)	6.21	6.11	5.92	4.15	1.88	na.
3) 夫婦組数 (組)	1.84	1.70	1.80	1.31	na.	na.
4) 幼児数 (人)	0.81	0.82	0.85	0.08	na.	na.
5) 従属人口数 (人)	0.66	0.61	0.52	0.46	0.25	na.
6) 出産回数 (回)	2.81	2.34	2.45	na.	na.	na.
7) 父(夫)の年齢 (歳)	32.09	28.66	29.96	45.31	na.	na.
8) 母(妻)の年齢 (歳)	27.88	24.57	25.64	38.69	na.	na.

- 1) 死胎 (a) グループ：子どもが、死胎あるいは流産で出産したケースで構成。
- 2) 病死 (b) グループ：子どもが、出産後1年未満で死亡（乳児死亡）したケースで構成。
- 3) 生育 (c) グループ：子どもが、出産後1年以上（内175件は数え年8歳まで確実に）生存したケースで構成。
- 4) 無産 (d) グループ：文化13年2月1日現在、夫婦（妻26～47歳）はいるが、11年間に出生しなかったケースで構成。
- 5) 無夫婦 (e) グループ：文化13年2月1日現在、離別・死別で夫婦がいないケース（单身4、その他4）で構成。
- 6) 無人 (f) グループ：文化13年2月1日現在、沽却で人がいないケースで構成。
- 7) 世帯・階層指標：1) 持高はイベント1年前の数値。2)～8) はイベント当年（2月1日現在）の数値。
- 5) 従属人口は（数え年）1～15歳層+61歳以上層、生産年齢人口は16～60歳層とした。また、6) 出産回数は、一閔藩は略々「人数改帳登載児数 (n) + 今回妊娠数 (1)」としたから、parity（分娩数）ではない。

した数値)は世帯経済の、世帯人数は世帯規模の、夫婦組数は世帯構成の指標である。第2に幼児(8歳未満児)数は子ども数の、従属人口(1~16歳未満児と61歳以上の成人)数は被扶養者数の、出産回数¹³⁾は出産数の指標である。第3に父の年齢、母の年齢は出産タイミングの指標である。

結果は次の通りである(表2)。ここでは便宜的に2グループ(死胎および生育グループ)の指標を概観する。明確な差があるのは、持高(537文:622文)、父の年齢(32.1歳:30.0歳)、母の年齢(27.9歳:25.6歳)である。そこで、次のように推定することは許されるであろう。死胎を経験した夫婦は、それを経験しなかった夫婦と較べて、その世帯経済力は弱くかつ高齢であった。そこで、死胎グループのなかには、もう一人生むことを意図的に控えざるを得ない夫婦がいた、と。

死胎グループと生育グループの間には、何か「構造的」違いがあるように見える(病死グループは両者の中間的な位置)。しかし、指標2)~6)の数値上の差は小さいので、断定はできない¹⁴⁾。

ところで、この11年間に1度も出産経験のない世帯が25あった。そこで、これを3群に分け各グループ(無産グループ、無夫婦グループ、無人グループ)に該当する指標について、1816(文化13)年(文化文政期11年間の年央)の数値を表2に記入した。これらの数値(とくに持高、世帯人数、夫婦年齢)を、出産経験がある3グループの数値と比較すると、われわれは19世紀初期の庶民の階層構成をよく理解できると思われる。換言すれば、19世紀初めの村方には経済上の理由で産めない世帯、貧困のため夫婦がいない世帯が、一定数あったということである。

5.2 嘉永安政期の出産・出生と世帯指標

この期間(9年間)についても、5.1と同様、各グループの指標を計算した(表3)。死胎グループと生育グループを比較した場合、両者の間に明確(かつ文化文政期と整合的)な差がある指標は、父の年齢(32.7歳:30.5歳)と母の

年齢(29.6歳:26.8歳)である。他方で、文化文政期に見られた両グループの持高の差は解消された。それは、死胎グループに持高の多い世帯(夫婦)が含まれるに至った(換言すれば、経済力のある世帯〔夫婦〕でも死産をするようになった)からである。この変化は何故起きたのだろうか。

天保飢饉以後の一関は、失われた人口を回復させ、耕作放棄地を再分配して百姓(人頭)数を確保する必要に迫られた。そこで、文化文政期の出産・出生レジームは嘉永安政期には確実に変化を遂げたようである(この変化が「破壊」ではなかったことは、3グループの指標を両期に即して比較すれば理解できる)。この変化をしめす確実な指標は持高と母の年齢である。以下、両者を検討する。

5.2.1 持高の分配

表3にある無人世帯とは「こきやくつぶれ活却禿」、つまり百姓株だけを残した明家である。この9年間無人だった世帯は12あり、その1世帯あたり持高は263文(平均値、以下同様)にすぎない。それは、彼らが所有していた耕地が「手余り地」となり、飢饉以後の20年間に他の世帯に配分されたからである。最大の引受手は、結果的に見ると、無産グループ(+264文)、次いで死胎グループ(+133文)、そして病死グループ(+76文)の順であった(これに対して、生育グループは僅か27文を引受けたに過ぎない)。

そこで、次のような推定が成りたつかもしれない。一関は天保飢饉で失われた人口を、他国・他村からの移民・移住者で補充するというより、各村に自力で回復させる方策をとった(周囲の村々も同程度かそれ以上の人口減に直面したので、過剰人口はなかった)。そこで、人数(「人高」)を増やすために、より有効な戦略がとられた。その戦略とは、耕作放棄地(持高)を配分する際にウエート付けをすることであった。つまり、この約10年間に1度も出産していない世帯(無産グループ)に手厚く、次いで(出産はしたが)死産をした世帯(死胎グループ)に相当額を引受けさせた¹⁵⁾。

しかし、次項 (5.2.2) で見るように、その出生促進効果は限定されたものであった。何故なら、出生を期待できない（無夫婦と無人）世帯が29もあり、他方で出生を期待できる夫婦の世帯人数は、すでに飽和点（6人以上）に達していた。これが狐禅寺の低出生率の主因だったのではないか。

5.2.2 母の出産年齢

嘉永安政期の母（妻）の出産年齢は、文化文政期のそれと比較すると、生育グループで1.2歳、死胎グループでは1.7歳も上昇した。それは妊娠可能年齢内での上昇であったが、彼女たちにとっては大きな意味をもったに違いない。

19世紀の仙台領庶民の典型的な世帯構成は夫婦2組に子ども1～2人、人数は5～6人を上限とした。そこで、産みおさめ年齢を1～2年繰り延べて3～4人目を生むには、出産のタイミングを慎重にはかる必要があった筈である。

出産を経験した夫婦の世帯人数は、嘉永安政期だけでなく文化文政期の場合も、すでに6人に達していた。従って、赤子のための「座席」は極めて窮屈であるか、無いも同然だった。そこで、平常年においては、人別改帳の研究者なら誰でも知っているように、祖父母の死、乳幼児の死、子女の婚出などが「座席」の空く数少ないチャンスであった。

これを、持高（耕地）の配分を受けた、換言すれば追加的出生を期待されたと仮定した無産グループ、死胎グループから見るとどうなるか。彼らにできることは、1つはこの数少ないチャンスを実際にとらえて、嫁・聶をむかえ若夫婦に子をませること、2つは自分たちが無理を承知で第3、4子を生むこと（出産年齢の上昇はこれを物語っている）、3つは出生調節をすることであった。彼らは実際にはこの3つを組み合わせただろう。しかし、出生調節のウエートが相当大きかったということは、この時期の死産が「異常」に多いことによって支持されるのではないか。

村と世帯（夫婦）とは相互に、また世帯のメンバーは互いに折り合いをつけて、目前の課題（例えば、村人口の回復、耕作放棄地解消と世帯経済強化、世

帯人数の調節という、3つの課題のあいだで生起する矛盾・軋轢を解決しようと試みたのではないか。

表3 世帯・階層指標のグループ間比較(嘉永安政期) (人年, 算術平均値)

出産数、観察期間 events	嘉永安政期(1852-60年) (9年)			安政3(1856)年 (1時点)		
	死胎 (a) (n=52)	病死 (b) (n=30)	生育 (c) (n=155)	無産 (d) (n=22)	無夫婦 (e) (n=17)	無人 (f) (n=12)
1) 持高(1年前)(文)	669.83	727.37	648.58	742.09	319.65	262.92
2) 世帯人数(人)	6.33	6.30	6.05	5.23	1.59	na.
3) 夫婦組数(組)	1.77	1.87	1.78	1.50	na.	na.
4) 幼児数(人)	0.92	0.67	0.75	0.32	na.	na.
5) 従属人口数(人)	0.57	0.51	0.49	0.61	0.24	na.
6) 出産回数(回)	na.	na.	na.	na.	na.	na.
7) 父(夫)の年齢(歳)	32.69	29.93	30.48	40.27	na.	na.
8) 母(妻)の年齢(歳)	29.56	27.00	26.83	33.77	na.	na.

- 1) 死胎(a)グループ:子どもが、死胎あるいは流産で出産したケースで構成。
 - 2) 病死(b)グループ:子どもが、出産後1年未満で死亡(乳児死亡)したケースで構成。
 - 3) 生育(c)グループ:子どもが、出産後1年以上(内145件は数え年8歳まで確実に)生存したケースで構成。
 - 4) 無産(d)グループ:安政3年2月1日現在、夫婦(妻26~47歳)はいるが、9年間に出産しなかったケースで構成。
 - 5) 無夫婦(e)グループ:安政3年2月1日現在、離別・死別で夫婦がいないケース(单身9、その他8)で構成。
 - 6) 無人(f)グループ:安政3年2月1日現在、沽却(4)・死亡(6)・出奔(2)で人がいないケースで構成。
 - 7) 世帯・階層指標:1)持高はイベント1年前の数値。2)~8)はイベント当年(2月1日現在)の数値。
 - 5) 従属人口は(数え年)1~15歳層+61歳以上層、生産人口年齢は16~60歳層とした。
- なお、6) 出産回数は嘉永安政期の資料(文書2)には記されなかったので不明。

6 出産・出生・乳幼児死亡と「仕法」の結果

ここで筆者は、狐禅寺の両期(文化文政期、嘉永安政期)の出産・出生・乳

幼児死亡を概括し、次いで一関における仕法の結果を検討する。

6.1 出産・出生・乳幼児死亡の概要

出産と死産については、両期の数値のあいだに一貫性を見いだすことはできない。文化文政期は男子の出産数は女子より少ないのに、死産率は女子よりも高い（そこで、死産性比は122となった）。嘉永安政期は男女の出産数に不自然な差は見られないが、女子の死産率は「極端」に高い（そのため、死産性比は逆に74となった）。しかしながら、こうした違いの原因は、今のところ明らかではない（表4）。

出生については、出生性比（91.4、115.1）の違いを除けば¹⁶⁾、両期でほぼ一貫している。ここで重要な点は、出生率それ自体の低さである。26%という数値は、磐井郡他村のほぼ同期の数値と比較すると、また両期とも仕法実施中であった点を考慮すると、かなり低い¹⁷⁾。この点は、狐禅寺の人口と経済の關係に焦点をしぼり、仕法の効果をも含めて、別途によく検討する必要がある。

乳児死亡率は、両期の数値に僅かな差はあるが、ほぼ一貫した傾向を示した（但し、女子の乳児死亡率は、男子のそれよりも一貫して高い点に注意）。しかし、ここで重要な発見事実は、乳児死亡率が160～180%未満で意外に低い、ということである。何人かの研究者は、期間生命表による平均余命を求める際に、それを200%とおいて計算している。これは乳児死亡資料がない場合、やむを得ない措置であるが、計算結果に疑問を残す（速水 [1992] 248, 岡田 [2006] 86-7）。これに対して、われわれは両期の生命表を作成する際に、根拠が曖昧な数値の使用を回避することができた。

新生児死亡率と幼児死亡率は両期で相反する傾向がみられる（文化文政期は幼児死亡率が、嘉永安政期は新生児死亡率がより高い）。この傾向に寄与しているのは、性別比率と死亡性比を見ると、女子であると判断できる（但し、男女別件数はほとんどが10未満である点に注意）。さらに、幼児死亡率と乳幼児死亡率は嘉永安政期に下がったが、これに寄与しているのも、やはり女子であ

る。

両期の乳幼児死亡レジームには共通性と異質性とが見られる。それを左右したのは、(男子のというよりも)女子の死亡動向(増減)だった。換言すれば、庶民が出生子を通じて人口を調節するとき、彼らは男子より女子を対象とする傾向がより強かった、と云うようである¹⁸⁾。

表4 出産・出生・死亡指標(両期)

観察期間 イベント(ivents)	文化文政期(1811-21年)				嘉永安政期(1852-60年)			
	比率(pro.) (%)	性別比率 男子(%)	性別比率 女子(%)	性比(ratio) (女子=100)	比率(pro.) (%)	性別比率 男子(%)	性別比率 女子(%)	性比(ratio) (女子=100)
0) 出産				95.2				106.4
1) 死産	140.4	158.3	123.3	122.2	177.8	146.6	211.0	73.9
2) 出生	26.4	24.5	28.4	91.4	25.9	26.7	25.0	115.1
3) 乳児死亡	179.6	153.8	203.1	69.2	162.2	141.4	186.0	87.5
4) 新生児死亡	65.3	68.4	62.5	100.0	81.1	60.6	104.7	66.7
5) 幼児死亡	81.6	68.4	93.8	66.7	54.1	60.6	46.5	150.0
6) 乳幼児死亡	261.2	222.2	296.9	68.4	216.2	202.0	232.6	100.0
	比(ratio)				比(ratio)			
7) α インデックス	2.75				2.00			
8) 出生前後死亡比(a)	0.20				0.28			
出生前後死亡比(b)	0.24				0.36			

- 1) 出生前後死亡比 (a) = (死産数 + 新生児死亡数) / 出産数、同 (b) = (死産数 + 新生児死亡数) / 出生数
- 2) 死産率は、性不明(文化文政期: 3件、嘉永安政期: 12件)を含めると、それぞれ149.3、219.4%となる。

6.2 一関藩における「仕法」の結果

文化文政仕法の結果に対する藩重臣(国家)の総括については、われわれは嘉永安政仕法の立案にあたって重臣が交わした議論を参照できる(本稿の第3節、また注9を参照)。また、文化の藩政改革(「仕法替」)文書によると、一関の沽却人頭は、1810(文化7)年7月~1818(文政1)年まで(7年半の間)に、645から517へと128人減少(約20%)したとある(田村家文書、八巻・滝

口 [1978] 694-5)。この数値は「御本家」（仙台）の尋問に対して、仕法（応急行財政改革）の主導者（国家老・佐瀬主計）が答えたものであるから、若干の誇張はあるかもしれない。しかし、事態の深刻さから判断して、彼が架空の数値を挙げたとは思われない。そこで、文化文政仕法は耕作放棄地の解消については、一定の「効果」をあげたと見なしてよからう。

嘉永安政仕法の立案に関わる情報は、文化文政仕法と比較するとはるかに多い。この時期の家老たちは、文化文政仕法の「効果」を要約して、こう断言した。すなわち、赤子に対する「残忍之所置」は「御麓（城下）」（つまり「御家中并軽御扶持人」）から「郡村」に至るまで、決して改まっていない、と。

しかしながら、権力が施政（ここでは文化文政仕法）の効果や持続を、数十年後の人々にまで期待することは、所詮無理というものである。何故なら、仕法は一種の社会開発プログラムであり、発端があれば必ず頂点と帰結とがあったからである。さらに、矯正の対象は人々に共有された強固な文化・習俗（生命観、価値観）であり、各階級・階層の生活水準の進歩あるいは経済的困窮は、それを補強こそすれ弱めることは決してなかった、と考えられるからである¹⁹⁾。

とは言え、家老たちは（役目柄）仕法実施体制の整備、あるいは「効果」測定準備を、初期段階で整えておく義務を負った。そこで彼らは、1852（嘉永5）年2月～翌7月にかけて、以下の調査4つを実施している（滝口 [1977] 629-35。ここで「三ヶ郡」とは領内の西岩井、流、東山地域のこと）。

- (1) 「三ヶ郡懐妊女并安産死胎等御改一紙書上」（嘉永五年閏二月御沙汰以来同十二月中迄、嘉永6年4月付）
- (2) 「三ヶ郡村々死胎流産之者共取扱候御医師中面付調書上」（嘉永6年5月付）
- (3) 「三ヶ郡懐妊女并安産死胎等御改一紙書上」（嘉永六年正月より三月迄、嘉永6年7月付）

(4) 「三ヶ郡村々死胎流産之者共取扱候御医師中面付調書上」(嘉永6年7月22日付)

書上(1)(3)は出産・出生調査である。この2つの調査で1年分の「結果」を把握しようと計画したのである。書上(2)(4)は医師別の死産取扱件数調査である。これも、1年分の「結果」の捕捉を目指したものである。

ところで、書上(1)(3)は、嘉永安政仕法の事前調査とも、事後調査(「効果」測定)とも解釈できる。筆者の解釈は、これは事前調査だったということである。その理由はこうである。この資料4点は、該当する数値を書上げてはいるが、いずれも仙台藩の「郡方人頭人数一紙書上」に見るような、対前年増減数を記していないからである。実際のところ、出生・出産状態の事前把握がなければ、仕法の「効果」を測定することは無理である。彼らはそれを十分承知していたであろう。

しかしながら、それ以後の調査結果は、藩の崩壊時・明治初年に散佚したのであろうか、残っていない。そのため、われわれは国家レベルの「効果」や結果を数値で確認することは、今のところできないのである(なお、村レベルの「効果」については、狐禅寺の数値を拡充し、別の村方資料・数値を加えて、別途検討するつもりである)。

むすび

結論を3点に要約してむすびに代える。

1) 一関藩の2つの人口減対策(文化文政仕法、嘉永安政仕法)はいずれも、19世紀の「奥州」庶民の出産・出生・乳幼児死亡に関わる潜在的行動を、図らずも「焙りだす」役割をはたした²⁰⁾。作成データから読みとりうる事実のうち、重要なものは以下である。出生率は意外に低く26%程度であり、乳児死亡率も想定よりも低く170%前後であった。また、産児のうち8歳まで生存できた子

どもは、わずか60%程度に過ぎなかった。現代のデータと比較すると、狐禅寺の子ども（胎児、乳児、幼児）は成長・生育の各節目で、凄まじい試練・淘汰に直面していたのである。

意外な事実、性差・性比つまり各指標の男女差が極めて大きいということである。そして、両期（文化文政期、嘉永安政期）の出産・出生・乳幼児死亡指標（比率、比）に寄与している要因は、男子というよりも女子の数値だった。そこで、19世紀の一関領（また仙台領）の村方では、人口調節をしたとすれば、その対象は主として女子だった可能性が高いということになる。19世紀のこの時期、愛情の対象としての子どもは「誕生」（Ariès [1960]）していたのか、していなかったのか。何れにしても、それを確かめるためには、別の情報が必要である²¹⁾。

2) 出産・出生の季節パターン（月別変動）が観察された。両期で異なるパターン（形状）が見られたが、それは主として1月に出産が集中したか否かという1点による。他方で、極めて共通したかたち（アリュバロス形）が抽出された。この形状から、狐禅寺の両期のデータ（出産・出生レジーム）には一定の共通性・整合性がある、ということがわかる。

さらに重要な点は、やはり人口調節についてである。両期の死産乳児死亡比（43/44、52/30）をみると、死産が異常に多いことがわかる。そこで、文書に記された「死胎流産」の多くは人工死産だったと見なし、19世紀の庶民は人為的な人口調節をする際は、乳児よりも胎児を対象におこなった、と仮定してみる。すると、調節は出産出生比の月別分布の形状（アリュバロス形の存在）から、農繁期ではなく農閑期に（集中的に）おこなわれたと推定できる。それは、母胎の危険と負担を回避するための、せめてもの保護策だったのではないかと考えられるのである（しかし筆者は、このパターンは他の地域でも一般に認められる、と主張するものではない）。

3) 19世紀の一関は（仙台と同様）庶民（百姓）を4段に区分して施策をした（「上民」「中民」「下民」「下々民」）。出産・出生を経験した夫婦（父母）を

グループに分け（死胎、病死、生育グループ）、それを経験しなかったグループを含めて相互に比較すると、ある「構造」が観察された。まず、前者のグループは、世帯人数は両期ともすでに6人を越えて飽和状態であり、赤子を迎える余地はないも同然だった。死産を経験したグループのプロファイルは以下のように要約できる。文化文政期の場合、死胎グループの夫婦は生育グループの夫婦よりも高齢であり、出産回数は多く、経済基盤はより劣っていた。

嘉永安政期の場合、各グループは、恐らく天保飢饉を契機とする死亡や「手余り地」（耕作放棄地）の引受を反映して、従属人口がやや減少し、経済基盤を強化しえた。しかし、飢饉以後20年という期間は、彼らが6人世帯に回帰するには、十分な時間であったらしい。そこで、この時期の追加的出生は（文化文政期と同様）可能なかぎり回避されたようである。その結果、全グループで母（妻）の出産年齢は上昇した。とくに示唆的な点は、死胎グループの母（妻）はかなり高齢（約30歳）だった、ということである（それ故、既往出産回数も多かったと推定される）。

以上、複数の数値が示唆するイメージは、まだ確実な像は結ばないが、出生回避（忌避）に対する庶民の願望あるいは密やかな行動である。従って、そうした行動・願望がグループ間の数値差を微妙にしているように思われる。生活資料（村の可耕地・世帯の田畑、水産資源、商業活動、所得チャンス）には明確な上限があったので、人々は（61歳以上の「老年者」は極めて少なかったから）、胎児・乳児・妊産婦に苦を強いる道を選んだように見える²²⁾。仮にそうだとすれば、彼らの行動と現代人の行動とのあいだに、本質的な違いはないのではないか。われわれのデータはそう主張しているように思われる。

〔付記〕

本論文に関わる資料については、小野寺卓哉氏（一関市）、滝口千尋氏（同）、加賀吉雄氏（同）、一関市立図書館のご協力をえました。また、一関の藩政や「仕法」につい

ては、『一関市史』の執筆者・八巻一雄、滝口千里、長田勝郎氏（いずれも故人）の、強靱な開拓者精神を偲ばせる論考と解説資料（二次資料）を参照することができた。ここに記して謝意とします。

本稿は2006年度科学研究費補助金・基礎研究 [A] 「19～20世紀東北日本の前近代型出生・生存・移動・死亡パターンの歴史人口学的研究」（研究代表者・高木）、2006年度立命館大学・学内提案公募型プロジェクト研究費「19～20世紀日本の前近代・近代型 demographic regimeの基礎的研究—東北飢饉と疾病・死因・貧困構造把握—」（同）による研究成果の一部である。

注

- 1) 仕法とは課題解決にむけた特定プロジェクト、あるいは期限付きの総合的政策プログラムであり、一般にその手順は仕法書にまとめられる。この言葉の初出としては、1739（元文4）年の毛利氏年寄・堅田広慶書状に書かれた用例が挙げられている（日本大辞典刊行会 [1993] 69）。

われわれに馴染み深い事例は、19世紀に小田原・常陸・相馬などで難村復興を指導した、二宮尊徳とその一門の報徳仕法であろう。ここでは、仕法は期限を定めた社会開発計画だった点に注意を喚起したい。

- 2) われわれは忍耐強く文書を解読しデータベースを構築したが、作業をすすめる過程で次のような確信をもった。つまり、仕法は期限付きの施策であるが、それは一種の「社会実験」だったと想定できる。仕法実施にあたってはアメとムチ、奨励と強制の措置が整えられた。そうして、国家（権力）は「効果」を期待した。

仕法の強制力（遵守率）と結果の記録力（捕捉率）は、その初期と末期とで、ある仕法と別の仕法とで、異なっただろう。いずれにせよ、仕法は人びとに対して、平常年（仕法が実施されなかった時期、それが放棄された時期）とは違った人口学的行動をとらせた可能性がある。そこで、筆者はこの「実験結果」は得難い情報を含んでいると推定できるので、イベントは1件も漏らさず注意深く整理・分析する価値があると考えた。

- 3) この仕法を補完する措置として、1767（明和4）年から開始された御用商人（江戸蔵元）の合力（援助）がある。これは今回の仕法が容易に効果を発揮しないという事態を前に、藩権力が江戸蔵元に（無理を承知で）財政支援を求めたもの、と解釈できる。期間は5年で、領内の「窮民、赤子養育成兼候者」に金銭を給付した結果、赤子250人に対して銀2,588切（金647両）を支出したと記録されている。しかし、この合力については、文化期の修験文書（後出）に記された事実を除き、詳細は不明である。

- 4) 文化文政仕法（財政再建）の立案・指導者は佐瀬主計と平田縫殿助（ともに国家老）だったことは、「窮鼠録」からわかる。一関は30年間（1779-1808年）にわたり、家

中に50%の減俸（「半知加役」）を強いて、諸経費（国役、江戸詰め、領主・在地賄い等）に充てた。そこで、仕法による財政再建と言っても、「郡村引立」以外に積極的な政策はなく、実情は蔵元・豪商からの融資（赤字補填）に依存する「窮余の一策」（商人・家中への債務返済）だったと言える。

しかし、事態打開を決断した佐瀬の意欲と情熱、また頭脳の明晰と人柄の清廉は、直訴（讒言）をうけての、仙台藩の尋問に対する明確な答弁から、十分推測できる（八巻 [1969] 43-64）。

- 5) この仕法についても補完措置がとられた。それは、領内の修験33ヶ院が講社（「潤民講」と称する）をつくり、10年間を一期として「備金」を蓄積・利殖、それを糶に変えて村方で貯える。そして、凶作・養老・育児手当として窮民に支給するという計画であった。この計画は、1811（文化8）年に藩主が「三郡修験」に沙汰をする（命じる）という形式をとり、藩は修験側の計画書を約1年にわたって吟味した。この合力については、流楊生村・自性院文書がその背景・計画などを記録している。

しかし、備金の蓄積実績、満期時の決算、村方の貯穀量などは、残念ながらわからない。達古袋村・常学院文書によれば、1813（文化10）年10月の項に「始めて潤民講を流の楊生邑自性院に会す」とある。しかし、1821（文政4）年2月の項には「同月廿二日、潤民講破るに依り、三郡修験煩し繫せらる」とある。ここから、講は7年半ほどしか続かなかったこと、満了時に藩は彼らの功を頌美したことがわかる（長田 [1977] 541-6）。

ここで注意すべき事柄は、19世紀の一閩領内における（産科）医学の予想以上の発展と「医師」の増加、それと軌を一にして進行した庶民の祈祷離れ（「病」概念の変化、合理的思考の一般化、あるいは「呪術」からの解放）であろう。われわれは、修験たちの活動や文書から、「医師」たちによる霞（檀那）場の蚕食、それによる収入の減少（既得権の喪失、困窮化）を危惧する、職業集団（一種の同業組合）の焦慮を読み取ることができる。彼らは「官位入峯」の際また困窮した時は、貧民と同様に、この備金の支給対象とするよう求めた（滝口 [1977] 592）。

19世紀初期に、陸奥国の村方・町方で祈祷離れが進んでいたとすれば、それは非常に示唆的な事態ではないかと思われる。何故なら、例えばエイズの蔓延に苦しむ21世紀（現代）の南アフリカ共和国では、偏見によって身内（部族員）に殺害される危険さえある患者、医師の偏在（診察拒否）で治療を受けられない患者、ワクチンを買えない（黒人系の困窮）患者たちが、感染者の大多数を占めている。そこで彼らは今もなお、土着の呪術師・呪い師（とその「処方薬」）に、一縷の望みを託しているからである。尤も、彼らが近代医学の治療オプションから、「ほぼ完全に」疎外されているという事実は、19世紀の一閩庶民とは（決定的には言えないが）少し異なっているが。

- 6) ここで「舞台裏」とは制度と実態の乖離を示す言葉として使用している。乖離の典

型例は、1つは懐婦調書上に記載された臨月と実際の出産月とにズレが生じている例、2つは「懐婦調本帳」への登載自体がない例などである。前者は「懐妊調書上前ノ死胎流産、病死、出生」などの記載から、後者は「追而懐婦本帳ニ追記」という文言からわかる。こうした乖離は、仕法の弛緩（申告の遅延・忌避）、記者（肝入）の実務上の苦勞、そして懐婦調本帳それ自体に対する資料批判の必要性を示唆している。

- 7) 年齢は数え年を、数値は原則として算術平均（いくつかの数値はperson year）を、率については比ratio、比率proportion、率rateを適宜使用している。
- 8) 8歳到達児数 = 2歳到達児数 - 幼児死亡数。転出児はその後の生死は不明である。そこで、彼らは8歳まで生存したと見做した（勿論、死亡と見做す方法もある）。
- 9) 家老たちは、文化文政仕法が庶民に与えた感化力、あるいはその（結果ではなく）効果を疑問視して、こう評価・総括している。「文化之頃者、手當も格別念入被仰付候事ニ候得共、今ニ其詮無之弊風不止」状態である。その理由を「如何ニと能々相考へ」と、民の育児放棄は「非道之所行」「非常之病」と言うべきものである。そこで、これを矯正するには「非常之薬」が必要であるから、この度の「政事（仕法）」の根本は「仁愛」だけでなく、「威」と「愛」とを均衡させる必要がある、と。

ちなみに、「外国（西欧）」では我子は「乞食非人さへ養育」している。また、「他国（日本国内）」の領主が「小児養育之世話」をする場合、それは「産後両親相揃死去、小児一人残り孤独ニ相成候者か、又ハ路地ニ捨子ニ相成候を拾取候時」だけである。

なるほど、手當を支給することは容易である。しかし、安易に与えるなら、それは「我物を不用候て、領主を頼候而育シもらひ候ものと申様之間違之義を、愚民江教へ候ニ相當」る。そうなれば、益々「他国江対シ可恥弊風」を増長させることになるであろう。そこで、仮に藩庫に十分な財貨があったとしても、「育子手当と名の付候品者、軽々敷ハ遣中間敷事与申所」を、係役人以下に周知徹底すべきであると結論づけた（沼田家文書、それを解読した滝口 [1977] 599-604）。

- 10) ここで、2.75と2.00の差(0.75)の重みに言及しておく。丸山が人口動態統計から計算した「日本乳児死亡統計55年」によれば、 α インデックスのピークは（全国でも岩手・宮城県でも）敗戦前（昭和15-18年）の3年間にあり、その数値は2.55～2.81だった。

それが2.00以下だった年次は、全国では明治37年以前および昭和26年以降、岩手県では大正8年以前および昭和36年以降、宮城県では明治42年以前および昭和31年以降だった。そこで、文化文政期の乳児は第2次世界大戦末期なみの、劣悪な生育環境に生きたとすることができる。また、嘉永安政期の乳児は明治末期～大正中期の生育条件が悪化しつつあった時期、あるいは経済の高度成長開始前後の改善に向かいつつあった時期と、よく似た生育環境に生きたと推定できそうである。

- 11) 勿論、例外はある。1つは出生が1月に集中したこと(4.1.1, 図2を見よ)、2つは4月(農繁初期)の死産も目立つことである。しかし、その理由としてサンプルの小ささ(出産288, 出生245)を挙げる必要はないだろう。何故なら、文化文政期の形状(図3)と嘉永安政期の形状(図5)とは「瓜二つ」だからである。
- 12) この期間の夫婦の出産回数は最低1回、最高2回(世帯のそれは、それぞれ1回、3回)だった。他方で、1回も出産を経験しなかった世帯の情報は、件数は少ないが、比較の視点から重要と判断した。そこで、この世帯を3群(無産グループ、無夫婦グループ、無人グループ)に区分し、利用できる数値は表に記入した。
- 13) ここで出産回数とは、懐婦調書上に「三度目」などと記載された数値のことである。それは人数改帳に登録された子ども数(n)と、今回出生が見込まれる子ども数(1)との合計値であり、過去の死産回数を含めないことを原則としたようである(勿論、申告洩れや肝入の把握違いなどにより、例外もある)。この事実は、実際の出産ケース(夫婦)について、人数改帳と懐婦調書上とを照合した結果、判明したものである。
- 14) 差が微妙である理由として、死胎グループには自然死産と人工死産とが、病死グループには病死と間引きとが混在している、という可能性を挙げうるであろう。
- 15) この推定が妥当か否かは、天保飢饉以後～安政期の「高分願書」(土地売買記録)を分析すればわかる(今後の課題としたい)。
- 16) 出生性比は一般に105～106で一定している。ちなみに1899(明治32年)の数値は105.9、1998(平成10)年は105.4だった(厚生省大臣官房統計情報部編 [2000] 206-7)。
- 17) 仙台領・東磐井郡大籠村の1852(嘉永5)～1860(安政7)年まで(9年間)の出生率は、使用資料は狐禅寺とは少し異なるが(人数改帳・懐婦書上本帳、過去帳)、35.8%だった(向田 [2005] 183, 表6)。また、保呂羽村の1846(弘化3)～1854(安政1)年まで(9年間)のそれは、やはり期間と使用資料は異なるが(かなり詳細な移動・異同記載がある人数改帳、過去帳)、45.3%であった(向田・高木 [2005])。
- 18) 結局、乳児死亡率、新生児死亡率、幼児死亡率、乳幼児死亡率の変動に対して、より多く寄与しているのは女子死亡率の増減であった。狐禅寺における女子人口は男子人口よりも一貫して少なかった。この格差の原因の1つは、この点にあったかもしれない。
- 19) 例えば、現代インドの(ヒンドゥーの)根強い慣習：花嫁の持参金(dowry)制度と嬰兒殺・中絶の盛行=男児選好の関係を見よ。ここ数十年の間に、産科医学に超音波診断が導入されて、胎児の性差判別・男女産みわけが可能となった。その結果、J.K. Banthia(国勢調査担当官)によると、過去20年間のインドの中絶件数は数百万件と推計されるという。

1996年、インド政府は中絶防止を目的として超音波診断を禁止した(出生前診断

技術規制法)。しかし、政府の具体的行動は2001年センサスの結果が判明するまで繰り返された(その結果、6歳以下年齢層の性比〔男子=1000〕は927を示し、20年前の962よりも一層悪化した)。典型例は、北インドの穀倉地帯に所在するある豊かな農村地域(人口50万)の性比で、それは754である。なお、同地域内のある小学校の生徒数は男子473対女子292人(性比617)と報告されている(International Herald Tribune [2003] Monday, October27)。

2006年3月、インド北部ハリヤナ州の地方裁判所はある産科医と助手に、「画期的な判決」(懲役2年、罰金5千ルピー)を言い渡した。証拠はおとり捜査で収録した超音波診断の録画・録音テープだった。中絶の検挙は、妊婦・医師とも否定するので、極めて困難である(朝日新聞2006年4月3日付)。日本人の双子忌避の心性も、かつてはこれと共通する強固な文化だった。

- 20) 二本松藩の19世紀以降(約50年分)の人別改帳は、それ以前の時期と比較すると、乳児登録をより注意深く実施するようになった(成松 [1992] 46)。登録数が増えた理由は単純ではないが、「赤子養育仕法」の実施もその1つとされる(高橋 [2005] 54-60, 126-130及び図2-7)。

- 21) われわれの研究結果は、19世紀の磐井地方の庶民は子ども数を2人程度に制限したことを示唆している。制限の一般的理由は次の2つである。1つは、マルサス主義にもとづいて「出生コントロール」(Ariès [1980] 386)をし、少人数の子どもに「教育」を施して、生活水準の向上をはかるため。もう1つは、伝統的な解釈つまり「貧困」のためである。

ところで、寺子屋は子どもに付加価値をつける庶民教育施設だった。師匠は下級武士、農民、修験、医師、寺僧などが努めたが、それは仙台藩にもよく普及していた(菊地 [1959] 97-147)。また、一閔の家老たちは、百姓が農を厭い、子ども(二、三男)を僧や医師にしたがるという傾向を憂慮していた。

- 22) 現代日本の高齢者(65歳以上層)比率は20.1%、若年者(15歳未満層)比率は13.6%である(平成17年度国勢調査抽出速報集計結果による)。高齢者数は今後も増加する。しかし、われわれは老人たちを「見捨てる」ことは、現実(介護放棄、虐待、自殺・他殺、餓死)はともかく、社会制度上はもろろんのこと倫理的にもできない。これは人口集団の少子・高齢化にともなって生じる個人・世帯・組織・国家のジレンマ、すなわち「苦」である。

参考文献

Ariès, P. [1960] *L'Enfant et la vie Familiale sous L'Ancien Règime*, Éditions du Seuil/杉山光信・杉山恵美子訳 [1980] 『〈子供〉の誕生：アンシエン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房。

速水融 [1992] 『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社。

International Herald Tribune [2003] The New York Times.

- 菊地勝之助 [1959]「仙台藩の庶民教育」宮城県『宮城県史』11(教育), 宮城県史刊行会.
- 厚生省大臣官房統計情報部編 [2000]『人口動態統計百年の歩み』厚生統計協会.
- 黒須里美 [2002]「人口転換と言語・宗教」日本人口学会編『人口大辞典』.
- 丸山博 [1976]『社会医学研究 I 乳児死亡』医療図書出版社.
- 三浦悌二他 [1980]「1900年以前の日本人口における出生の月別分布」『民族衛生』第46巻第1号.
- 同 [1983] 同編『生まれ月の科学—先天異常から老人病まで—』篠原出版.
- 向田徳子 [2005]「天保飢饉以後・人口回復期の出生と乳幼児死亡—陸奥国大籠村の社会階層と懐妊調帳・人数改帳・過去帳—」『立命館大学人文科学研究所紀要』No. 85.
- 同・高木正朗 [2005]「19世紀東北日本の出産と乳幼児死亡率—陸奥国狐禅寺村の御用留・出減帳・人数改帳—」(未発表).
- 長田勝郎 [1977]「歴代年譜考」一関市史編纂委員会編『一関市史』第7巻, 資料編Ⅱ.
- 成松佐恵子 [1992]『江戸時代の東北農村—二本松藩仁井田村—』同文館.
- 日本大辞典刊行会 [1993]『日本国語大辞典』(10) 小学館.
- 岡田あおい [2006]『近世村落社会の家と世帯継承—家族類型の変動と回帰—』知泉書館.
- Reher, D.S. and Gimeno, A.S. [2006] 'Marked from the outset: season of birth and health during early life in Spain during the demographic transition' in *Continuity and Change* 21 (1).
- 下中邦彦編 [1962]『人口大辞典』平凡社.
- 高木正朗・新屋均 [2006]「近世国家の人口とその趨勢—仙台藩郡方・一関藩村方人口の復元: 1668-1870年—」『立命館大学人文科学研究所紀要』No.87.
- 高橋美由紀 [2005]『在郷町の歴史人口学—近世における地域と地方都市の発展—』ミネルヴァ書房.
- 滝口千里 [1977]「田村藩の赤子養育」一関市史編纂委員会編『一関市史』第3巻, 各説Ⅱ.
- 八巻一雄 [1969]「文化期に於ける一関藩の政治—佐瀬主計を中心として—」同『磐井地方の近世文化』北上書房.
- 同・滝口千里 [1978]「近世」一関市史編纂委員会編『一関市史』第1巻, 通史.